

埼玉県報

第 3019 号 平成 30 年(2018 年) 7 月 13 日 金曜日

目 次

告示

- 電子複写機用紙に関する落札者等の公示(入札課)
- O (仮称)圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区土地区画整理事業環境影響評価書の縦覧 (環境政策課)
- 平成30年度埼玉県毒物劇物取扱者試験の実施(保健医療政策課)
- 枚急病院等の申出の撤回(医療整備課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 平成30年度埼玉県家畜商講習会の開催(畜産安全課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 一般国道 125 号の区域の変更(行田県土整備事務所)
- 博物館の登録事項の変更(文化資源課)
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定(選挙管理委員会)

雑報

○ 埼玉県市町村職員共済組合公告(市町村課)

埼玉県告示第七百八十一号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成三十年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司 1 購入等件名及び数量

電子複写機用紙 26,930箱(A4判 25,200箱、B4判 230箱、A3判 1,500箱)(予定)

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県会計管理課

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年6月22日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社雄飛堂

埼玉県さいたま市大宮区東町1丁目54番地

5 落札金額

31,599,882円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年4月17日

埼玉県告示第七百八十二号

ター 定により、 なお、 埼玉県環境影響評価条例(平成六年埼玉県条例第六十一号)第十八条第二項の規 チェンジ東側地区土地区画整理事業に 環境影響評価書の縦覧の場所及び 埼玉県から鶴ヶ島市の区域内にお 期間は、 9 V 1 て環境影響評価書の提出があった。 て行われる(仮称)圏央鶴ヶ島イン 次のとおりである。

平成三十年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

鶴ヶ島市都市整備部都市計画課

川越市環境部環境政策課

狭山市環境経済部環境課

坂戸市環境産業部環境政策課

日高市市民生活部環境課

一縦覧の期間

平成三十年七月十三日 金) から平成三十年七月二十七日 金) まで(ただし、

日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

埼玉県告示第七百八十三号

に より、 毒物及び劇物取締法 毒物劇物取扱者試験を次 (昭和二十五 0 とおり 年法律第三百三号) 行う。 第 八 条第 項第三号 \mathcal{O} 規定

平成三十年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

試験期日及び場所

平	試 験 期 日	
獨協大学	埼玉県草加市学園町一丁目一番地	試 験 場 所

試験区分

- イ 一般毒物劇物取扱者試験
- 口 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- ハ 特定品目毒物劇物取扱者試験

二 試験科目

- イ 毒物及び劇物に関する法規
- 口 基礎化学
- ハ に掲げ に掲げ 法施行 毒物及び る毒 !規則 る劇 物及び 劇物 物に限る。 (昭和二十六年厚生省 (農業用品 劇物、 特定品 \mathcal{O} 性 目毒 質及 物 目 び貯蔵 毒物 令第四号。 劇物取扱者試 劇 その 物 取扱者試 以下 他取扱方法 験に 「省令」 験に あ 0 あ て とい は 0 毒物及 て . う。 は省令 び 劇 别 別 表第二 表第 物 取
- = げる毒物及び劇物、 げる劇物に 毒物 及び 限る。 劇物 (農業用品 特定品目毒 の識 別及 目毒 び 取 物 物 劇物取 劇物 扱 方 取 法 扱者試 扱者 試 験に 験に あっ あ 0 T て は は 省令別 省令 别 表第一 表第二に掲 に 掲

四 受験手続

イ 提出書類

毒物及び 劇 物取締法施行 細 則 昭 和 兀 + 年 埼 玉 県 規 則第七 四号) 第九

受験願書

口 試験手数料

一万千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

提出期間及び提出方法

ハ

成三十年八 月二十日 月) か 5 同 年 八月三十 日 金)

まで

易書留によること。 埼玉県毒物劇物取扱者試験センター(葛西郵便局私書箱百二十九号)宛の簡 なお、提出期間最終日までの消印のあるものに限る。

五 合格発表

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成三十年十一月二十九日(木)及び同年十一月三十日(金) 午前十時から

午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成三十年十一月二十九日(木)午前十時から平成三十一年一月四日 金)

午後五時まで

埼玉県告示第七百八十四号

厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急診療所でなくなった。 ため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令(昭和三十九年 次の表の上欄に掲げる診療所は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された

平成三十年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

高梨医院	名称
丁目八番十号	診療所 在 地
七月二日	撤 回 日

埼玉県告示第七百八十五号

出 公告し、及び当該届出等を次の \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等について、 同条第三項に (平成十年法律第 とおり縦覧に お いて準用する同法第五条第三項 九 はまる。 十一号)第六条第一 項 の規定に \mathcal{O} 規定により . よる届

平成三十年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーみらべる東川口店

埼玉県川口市戸塚五丁目十八番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) ホームセンターヤサカ東川口店

埼玉県川口市戸塚五丁目十八番一号

(変更後) スーパーみらべる東川口店

埼玉県川口市戸塚五丁目十八番一号

大規模小売店舗を設置する者 の氏名又は 名称及び 住所並び 法 人にあ 0 て は

代表者の氏名

(変更前) 有限会社藤武商事 代表取締役 加藤知次

埼玉県川口市戸塚三丁目三十七番二十六号

(変更後) 株式会社藤徳商事 代表取締役 加藤知徳

埼玉県川口市戸塚南三丁目七番二十二号

大規模小売店舗におい て 小売業を行う者の氏名又は 名称 及 び 住 所 並 び

にあっては代表者の氏名

(変更前)株式会社ヤサカ 代表取締役 根性豊

東京都昭島市朝日町二丁目四番の十二

(変更後) 株式会社 ス パ - みらべ る 代表取締役 関 根 朋

之

東京都板橋区志村三—二十一—

ハ 変更年月日

平成三十年六月三十日日

二 届出年月日

平成三十年六月二十九日

一縦覧期間

平成三十年七月十三日から平成三十年十一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

の地域の生活環境の保持の 大規模小売店舗立 地法第 ため配慮すべき事項に 八 条第二項の 規定に り、 いっ て意見を有する者は、 当該大規模小売店舗 \mathcal{O} 周辺 県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年七月十三日から平成三十年十一月十三日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第七百八十六号

公告 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等について、 及び当該届出等を次の 同条第三項に (平成十年法律第 とお り縦覧 お いて準 に 九 はまる。 用する同法第五条第三項 +_ 号) 第六条第二項 の規定に \mathcal{O} 規定によ . よる届 ŋ

平成三十年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーみらべる東川口店

埼玉県川口市戸塚五丁目十八番一号

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 収容台数 四〇台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 四〇台

ハ 変更年月日

平成三十一年三月一日

二 届出年月日

平成三十年六月二十九日

二 縦覧期間

平成三十年七月十三日から平成三十年十一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

 \mathcal{O} 地域 大規模小売店舗立 \mathcal{O} 生活環境の 保 地 法第 持 \mathcal{O} た 八 め 条第二項の 配慮すべ き事 規定 項 12 に ょ つい り 当該 て意見を有する者は 大規模小売店舗 \mathcal{O} 県 周 辺

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年七月十三日から平成三十年十一月十三日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第七百八十七号

公告 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等について、 及び当該届出等を次の 同条第三項に (平成十年法律第 とお り縦覧 お いて準 に 九 供する。 用する同法第五条第三項 +_ 号)第六条第一 項 0 規定に \mathcal{O} 規定に による届 ょ ŋ

平成三十年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アンモール本庄

埼玉県本庄市東台五丁目八百七十八—十七

ロ変更の概要

大規模小売店舗 を設置する者 \mathcal{O} 氏 名又は 名称及び 住所並びに法 人にあ 0 て は

代表者の氏名

(変更前) 日通不動産株式会社 代表取締役 三井田實

東京都港区東新橋一丁目九番三号

(変更後) 日通不動産株式会社 代表取締役 後藤康弘

東京都港区東新橋一丁目九番三号

大規 模小売店舗 にお V て 小 売業を行う者の氏名又は 名称及 てバ 住所並び

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町用土五千四百五十六

株式会社赤かんばん 代表取締役 金井俊夫

埼玉県本庄市銀座二丁目二番六号

(変更後) エ ケー ケ 株式会社 代表取締 役 金井廣行

群馬県前橋市大手町一丁目五番十五号

千葉県柏市大津ケ丘二丁目八番五号

式会社ジ

エ

ソ

代表

取締役

太田

万三彦

ハ 変更年月日

平成三十年六月二十七日外

二 届出年月日

平成三十年七月二日

二 縦覧期間

平成三十年七月十三日から平成三十年十一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

の地域の生活環境の保持のため配慮すべ 大規模小売店舗立地法第八 条第二項の き事項に 規定により、当該大規模小売店舗 つい て意見を有する者は、 の周辺 県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年七月十三日から平成三十年十一月十三日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第七百八十八号

公告 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等を次の 11 て、 同条第三項に (平成十年法律第 とお り縦覧 お 11 て準 九 に 供 用する同 +す _ る。 号) 法 第六条第一 第 五条第三項 項 \mathcal{O} 規定に \mathcal{O} 規定に . よる届 ょ 1)

平成三十年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井ショッピングパーク ララガーデン春日初

埼玉県春日部市南一丁目一番一号

ロ変更の概要

大規 模小売店 舗 を 設置す る 者 \mathcal{O} 氏名又は名称及び 住所並びに法 人に . あ 0 て は

代表者の氏名

(変更前) フロ ン テ 1 ア 不 動 産投 資法 人 執 行 .役員 永 田 和

東京都中央区銀座六丁目八番七号

(変更後) フ 口 ン テ イ ア 不 動 産投資法 人 執行 役員 岩藤孝

東京都中央区銀座六丁目八番七号

大規 模小売店舗 に お 1 て 小 売業を行う 者の氏名又は 名 称及 び 住所並 び

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計三十九者

(変更後) 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計四十一者

ハ 変更年月日

平成三十年四月一日外

二 届出年月日

平成三十年六月十一日

二 縦覧期間

平成三十年七月十三日から平成三十年十一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

対し、 の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺 意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年七月十三日から平成三十年十一月十三日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第七百八十九号

公告 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等について、 及び当該届出等を次の 同条第三項に (平成十年法 とお り縦覧 お いて準 律第 12 九 供 用する同 +いする。 号) 法第 第六条第一 五条第三項 項 \mathcal{O} 規定に \mathcal{O} 規定に . よる届 ょ り

平成三十年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ららぽーと新三郷、コストコホールセール新三郷倉庫店

埼玉 県三郷市新三郷らら シ テ イ三丁 目 ___ 番 地 五. 番地 七

ロ変更の概要

大規 模小売店舗 を設置す る者 \mathcal{O} 氏名又は名称及び 住 所並 び に法 人に . あ つ て は

代表者の氏名

(変更前) フロ ン テ イ ア 不 動 産投資法 人 執 行 .役員 永 田 和

東京都中央区銀座六丁目八番七号

三井住友 ファ 1 ナン ス & リ ー ス株式会社 代表取 締 役 橘 正 喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

コ ス 1 コ ホ ル セ ル ジ ヤ パン株式会社 代 表 取 締 役 ケ ンテ

リオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号

(変更後) フロ ンテ イ ア 不 動 産投資法人 執行 ?役員 岩藤 孝 雄

東京都中央区銀座六丁目八番七号

三井住友ファ イナン ス&リ ス株式会社 代 表 取 締 役 橘 正 喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

コ ス 1 コ ホ ル セ ル ジ ヤ パン株 式会社 代 表 取 締 役 ケ ンテ

リオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号

大規 模 小売店舗に お 11 て 小 売業を行う者の氏名又は名称及 び 住所並 び 法

にあっては代表者の氏名

(変更前) コ ス \vdash コ ホ ル セ ル ジ t パ ン 株 式会社 代 表 取 締 役 ケ テ

リオ

神奈 Ш 県 Ш 崎 市 Ш 崎 区 池 上 新町三丁 目 _ 番 兀 号 外 計 百十 兀

(変更後) コ ス 1 コ ホ ル セ ル ジ ヤ パ ン株式会社 代表 取 締 役 ケンテ

オ

神奈 Ш 県 Ш 崎 市 Ш 崎 区 池 新 町 三丁 目 ___ 番 兀 号 外 百十七

者

ハ 変更年月 日

平成三十年 兀 月 日 外

= 届出年月

平成三十年六月十 日

 $\stackrel{-}{-}$ 縦覧期間

縦覧場所 平成三十年 七月十三日 から平成三十年十一月十三日まで

三

埼玉県産業労働部 商

業

サ

ビ

ス

産業支援課

埼玉県東部地域振興セン タ

兀 意見書の提出

の地域の 大規模小売店舗立 生活環境の 地法第 保 持 \mathcal{O} ため配慮すべ 八 条第二項の き事項に 規定によ つい り、 当該 て意見を有する者は 大規模小売店舗 \mathcal{O} 県に 周辺

対 意見書の提出 に ょ ŋ これを述べ ることが できる。

1 意見書提出期間

平成三十年七月十三日 か ら平成三十年十 _ 月十三日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働 部 商業 サ ピ ス産業支援課

埼玉県告示第七百九十号

公告 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等に 及び当該届出等を次 2 11 て、 同条第三項に (平成十年法 \mathcal{O} と お お り 縦覧 律第 1 て準 に 九 供 用する同 +す _ る。 号) 法 第六条第一 第 五条第三項 項 \mathcal{O} 規定に \mathcal{O} 規定 . よる届 に ょ り

平成三十年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ららぽーと新三郷アネックス

埼玉県三郷市新三郷ららシティ二丁目千百九十三―十四

ロ変更の概要

大規 模小売店 舗 を 設置す る 者 \mathcal{O} 氏名又 は 名称 及 び 住 所並 び に法 人に . あ 0 て は

代表者の氏名

(変更前) フロ ン テ 1 ア 不 動 産投 資 法 人 執 行 役員 永 田 和

東京都中央区銀座六丁目八番七号

(変 更後) フ 口 ン テ 1 ア 不 動 産投資法 人 執行 役員 岩藤孝雄

東京都中央区銀座六丁目八番七号

ハ 変更年月日

平成三十年四月一日

ニ 届出年月日

平成三十年六月十一日

二 縦覧期間

平成三十年七月十三日から平成三十年十一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規 模小売店 舗 立 地法第 八 条第二項の 規定に ょ り、 当該大規模 小売店舗 \mathcal{O} 周 辺

 \mathcal{O} 地域 \mathcal{O} 生活 環境 \mathcal{O} 保持 \mathcal{O} た 8 配慮すべ き事 項 に 9 **\ て意見を有する者は

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年七月十三日から平成三十年十一月十三日まで

口 意見書提出先

埼玉県告示第七百九十一号

会を次のとおり開催する。 家畜商法 (昭和二十四年法律第二百 八 号) 第四条の二の 規定に ょ ŋ, 家畜 商 習

平成三十年七月十三日

埼 玉 県 知 上 田 清 司

開 催 日

平成三十年九月六日 木 及 び 九月七 日 金)

午前 八時四十五分か ら午後五時十五分まで

開催場所

埼玉 県熊 谷市 須賀 広 七 百 八 +匹 番 地

埼玉県農業技術研 究 セ タ 研 修 資料 展示館 会議室

Ξ 講習の 内容

1 家畜 の取 引に 関 する法令 兀 時 間

口 家畜 の品 種及 び 特 徴 兀 時 間

ハ 家畜の 悪 癖、 機能障害及び 疾 病 六 時 間

受講手続

イ 提出書類

平成三十年度埼玉県家畜商 講習会開 催 要綱 に規定する受講申 請

口

提出先

県内に 住 所を有す る者 は そ \mathcal{O} 住 所 地 を管 轄 する家畜保 健 衛 生所 \sim 提出 する

県内 に 住所 を有 な 11 者は 埼 王 県 農 林 部畜産 安全課 \sim 提出 すること。

なお、 郵送 \mathcal{O} 場合 は 簡易書留 によることとし 「家畜 商 講習会受講申 ·込書在

と朱書すること。

ハ 受付期間

平成三十年七月二十六日 (木) から 八 月 +六 日 (木) まで

郵送の場合 は、 平成三十年八月十六日 ま で \mathcal{O} 消 印のあるも \mathcal{O} に 限る。

五. 手数料のは 納 付

三千五 百 円 相当額 \mathcal{O} 埼 玉県証 紙 を受講申 請書に貼付 て 納 付 すること。

六

に 0 V T は、 埼 玉県農林 部 畜産安全 課 (電 話 \bigcirc 匹 八 一八三〇二 应 九三 に

問 11 わ せ ること。

埼玉県告示第七百九十二号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一 次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成 項の規則で定める技術的基準に適合すると

平成三十年七月十三日

埼玉県知事 上 田

清

司

許可番号

第二〇一六—二十—一号

一 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市上江袋字精神場三百五十番一 外十二筆

三 雨水流出抑制施設の容量

谷量 九百四十四立方メートル

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十七号告 宗

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成三十年七月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

平成三十年七月十三日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤 隆

道路の種類 一般国道

線 名 百二十五号

三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	新別		
地先まで地先まで	地先から加須市北小浜字堂前一二二番一	番一地先まで地先から地先から地先からがほうに正正に出る。	区間		
六六・八〇	二 · 八〇 ~	八·三五 二三·四四	(メートル) 敷地の幅員		
一 匹 八 二 ・ 七 〇		一八五三〇・六〇	(メートル) 延 長		
			備考		

埼玉県教委告示第二十四号

博物館法(昭和二十六年法律第二百五十八号)第十三条第二項の規定により、 飯

能市郷土館の登録事項の変更登録をした。

平成三十年七月十三日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

登録記号番号

埼玉第二十号

飯 設置 者

 \equiv

変更登録事項

三

名称

飯能市立博物館

変更年月日

兀

平成三十年四月一日

埼玉県選管告示第三十号

あった。 市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告が 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第三項の規定により、草加

平成三十年七月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 德 治

新田ミニコミュニ	施設の名称
四番地二	所 在 地
草加市長	管理者
六十人人	収容人員

埼玉県市町村職員共済組合公告

旨を公告する。 埼玉県市町村職員共済組合定款第五条の規定に基づき、平成二十九年度決算の要

平成三十年七月十三日

埼玉県市町村職員共済組合 理事長 原 П 和 久

扌	量益計算書の要旨												(単	位:千円)
									宿泊	宿泊				
	経理区分	短期	厚生年金保 険	退職等年金	経過的長期	経過的長期 預託金管理	業務	保健	アルヘ"ンローセ"	会 館	貯 金	貸付	物資	財形
	負 担 金	17,768,230	48,770,640	2,560,171	257,859	NAME OF T	628,611	706,125						
収	掛金(組合員保険料)	17,676,728	30,414,416	2,560,120				690,596						
	施設収入·商品売上								245,176	51,526				
	利息及び配当金	546				201,755	199	126	1,049	178	7,642,225	22	1	***************************************
ス	その他収入	2,911,347					296,345	112,035	2,321	118,309	186,419	195,108	79,828	356
	他経理から繰入金						114,514		41,254					
	前年度支払準備金	2,455,129												
	計	40,811,980	79,185,056	5,120,291	257,859	201,755	1,039,669	1,508,882	289,800	170,013	7,828,644	195,130	79,829	356
	給 付	15,690,027												
	役職員給与						263,278	58,165	26,948	25,658	50,073	55,617	4,127	
	旅 費・事 務 費						47,627	5,605	3,007	440	3,383	3,216	140	
	商品仕入								7,111	25				
	飲食材料費								59,704					
	委託 費						63,041	138,187	84,708	31,483	115,269	17,475	990	
支	支 払 利 息					201,755					7,600,359	165,730	65,223	340
	連合会払込金	457,060										8,741		
	負担金払込金		48,770,640	2,560,171	257,859									
	掛金払込金(組合員 保険料払込金)		30,414,416	2,560,120										
	前期高齢者納付金	9,485,152												
	後期高齢者支援金	6,969,462												
出	病床転換支援金	36												
	老人保健拠出金	90												~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
	退職者給付拠出金	400,951												
	他経理へ繰入金	114,514						41,254						
	その他支出	4,823,566					587,568	1,114,703	159,323	80,569	33,780	21,135	1,692	16
	次年度支払準備金	2,358,484												
±+ :	計	40,299,342	79,185,056	5,120,291	257,859	201,755	961,514	1,357,914	340,801	138,175	7,802,864	271,914	72,172	356
	当期利益金又は当 損 失 金 (△)	512,638					78,155	150,968	△ 51,001	31,838	25,780	△ 76,784	7,657	
	昔対照表の要旨													
	流動資産	6,729,836	4,805,406	330,188	2,526	367,764	990,584	1,945,968		995,309		2,402,657	57,268	
	固定資産					14,153,080	8,385	189	2,132,807	991,335		7,579,643	3,374,715	51,038
_	資産合計	6,729,836	4,805,406	330,188	2,526		998,969	1,946,157	3,767,841	1,986,644		9,982,300	3,431,983	51,038
負		228,227	4,805,406	330,188	2,526		22,375	504,749			441,765,979	2,181	174	
債	固定負債					14,520,844	277,172	91,155		658,417	49,824	7,805,451	3,320,390	51,038
	負債合計	2,586,710	4,805,406	330,188	2,526	14,520,844	299,547	595,904			441,815,803	7,807,632	3,320,564	51,038
	資本剰余金						************************	981	2,130,777	988,152				
١.	利益剰余金	4,143,126	>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>				699,422	1,349,272	1,411,864	331,833		2,174,668	111,419	200200200200200200200200
	純資産合計	4,143,126					699,422	1,350,253		1,319,985		2,174,668	111,419	
負	債・純資産合計	6,729,836	4,805,406	330,188	2,526	14,520,844	998,969	1,946,157	3,767,841	1,986,644	465,901,023	9,982,300	3,431,983	51,038